

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																
大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校	平成29年1月18日	鈴木 剛	〒990-0827 山形県山形市城南町1-18-10 (電話) 023-674-0660																
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																
学校法人大原学園	昭和54年4月1日	中川 和久	〒101-0065 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266																
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士														
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科		平成30年文部科学省 認定	-														
学科の目的	本学科は教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通して介護技術に関する高度な知識・技術を習得し、介護福祉士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、介護職に必要な介護方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする。																		
認定年月日	令和2年3月25日																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技												
2	昼間	2,074	1,188	850	456	0	0												
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数														
70人	28人	0人	3人	0人	3人														
学期制度	前期:4月1日～9月30日 後期:10月1日～3月31日	成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 秀、優、良、可、不可の5種・定期試験															
長期休み	■学年始:4月上旬 ■夏季:7月下旬～8月上旬 ■冬季:12月上旬～1月上旬 ■学年末:3月下旬	卒業・進級 条件		進級条件 授業時間の履修及び単位の修得を行い、かつ、出席状況等 学修姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。 卒業条件 規定に定める授業時間数以上履修し、かつ、授業科目及び単 位数を習得し、卒業審査に合格すること。															
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 保護者への連絡および通知	課外活動		■課外活動の種類 各種クラブ活動の大会参加  ■サークル活動: 有															
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 社会福祉法人 山形虹の会、医療法人徳洲会 介護老人保 健施設舟形徳洲苑、社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山 形県済生会など ■就職指導内容 全体指導によるレクチャー、個別相談、個別面接トレーニング ■卒業生数 6 人 ■就職希望者数 6 人 ■就職者数 6 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他  (令和 2 年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報)	主な学修成果 (資格・検定等) ※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等  (令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>①</td> <td>6人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションイン ストラクター</td> <td>①</td> <td>6人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のい ずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得する もの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 なし				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	①	6人	6人	レクリエーションイン ストラクター	①	6人	6人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																
介護福祉士	①	6人	6人																
レクリエーションイン ストラクター	①	6人	6人																
中途退学 の現状	■中途退学者 1 名 令和2年4月1日時点において、在学者18名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者17名(令和3年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による定期面談(本人及び保護者) 責任者による個別面談(本人及び保護者)		■中退率 6 %																
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ①試験による特別奨学生制度:がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特別 奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ②資格・クラブ活動による特別奨学生制度:がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施しています。この制 度は、大原学園入学までに取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するも のです。 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象																		
第三者による 当該学科の ホームページ URL	■民間の評価機関等から第三者評価: 無  https://school.o-hara.ac.jp/yamagata																		

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。

(エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、教務部長、責任者が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
鈴木 剛	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校 校長	-	
小原 敏之	大原スポーツ公務員専門学校山形校 校長	-	
酒谷 伸輔	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校 部長(代)	-	
山中 利一	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校	-	
加藤 晴美	社会医療法人みゆき会 介護老人保健施設みゆきの丘	令和3年4月1日 ~令和5年3月31日(2年)	③
峯田 幸悦	一般社団法人 山形県老人福祉施設協議会	令和3年4月1日 ~令和5年3月31日(2年)	①

※委員の種別の欄には、**企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①~③のいずれに該当するか記載すること。**

**(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)**

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、12月)

(開催日時(実績と計画))

第1回 令和3年8月4日 16:30~17:30

第2回 令和3年12月実施予定 15:00~16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

第1回の教育課程編成委員会にてご意見いただいた下記項目について改定を進めている。

①求められる介護福祉士について

現場で求められる介護福祉士について委員の方からご意見を頂く。知識や技術は基本的介助が出来ることが条件となるが、学生自身の考える力が向上する教育や自信を身に付けられる教育を施す事が大切との事。日々の授業内にて事例を用いながら活用する。

②コロナウイルス感染症対策における介護実習のあり方について

県内施設では面会を拒否しているところが多くなっているが、介護実習は介護福祉士になるうえで重要な授業となるため、職員と同様の感染予防を実施して頂くことになる。実習前の時期に学生に対して感染予防対策のガイダンスを実施。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ① 介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、老人、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。
- ② 老人、障害者施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③ 老人、障害者施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを老人、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

老人、障害者施設等に介護実習受け入れ依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④ 実習終了時の学生の学修成果の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	社会福祉法人慈風会 なごみの里 ほか
介護実習Ⅱ	重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	社会医療法人みゆき会 介護老人保健施設みゆきの丘 ほか

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。また、「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意思により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。そのために下記のとおり教員研修の環境を整える。

- ① 教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を招いた実践的な知識・指導スキル研修会の実施
- ② 専攻分野の企業や業界団体が開催する研修・講義・勉強会等への参加
- ③ 大学教授等の専門分野に特化した講師を招いた研修会の実施
- ④ 学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「介護保険制度と地域包括ケアシステムの現状と実際の取り組みについて、現役の施設長から学ぶ」(連携企業等: 特別養護老人ホーム施設長・創価大学看護学部准教授・日本介護福祉士会 外国人介護職員指導者養成ガイドライン等策定委員 井口 健一郎)

期間: 令和3年2月19日(金) 対象: 介護福祉士コース担当教員

内容: 地域包括ケアに積極的にかかわっている現役の施設長から、地域包括ケアシステムの概要や実際に展開しているサービスの内容、現状の課題等について、介護保険制度との関連性も交えながら学ぶ研修となった。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「学生指導力の向上」(連携企業等: 山形県教育カウンセラー協会 佐藤節子)

期間: 令和2年12月15日(火) 対象: 全職員

内容: 日常の学級経営における学生指導力の向上のため、学生カウンセリングにおける具体的な方法について、演習による体験講座を行いました。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「介護 & 看護EXPO東京」(連携企業等: RX Japan株式会社)

期間: 令和3年10月15日(金) 予定 対象: 介護福祉士コース担当教員

内容: 最新の介護機器・介護物品の展示会に参加し、今後施設で使用される機材知識習得を目的とする。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「学生指導力の向上」(連携企業等: 山形県教育カウンセラー協会 佐藤節子)

期間: 令和3年12月中旬予定 対象: 全職員

内容: 学生指導の向上を目的に、演習形式にて受講予定。カウンセリングによる具体的手法を学び、今後の学生指導に役立てる。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は、定められているか。 ②育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか。 ③理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか。 ④社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	①理念に沿った運営方針を定めているか。 ②理念等を達成するための事業計画を定めているか。 ③設置法人は組織運営を適切に行っているか。 ④学校運営のための組織を整備しているか。 ⑤人事・給与に関する制度を整備しているか。 ⑥意思決定システムを整備しているか。 ⑦情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っているか。
(3) 教育活動	①理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか。 ②学科毎の修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか。 ③教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか。 ④教育課程について、外部の意見を反映しているか。 ⑤キャリア教育を実施しているか。 ⑥授業評価を実施しているか。 ⑦成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか。 ⑧作品及び技術等の発表における成果を把握しているか。 ⑨目標とする資格・免許は、教育課程上で、明確に位置づけているか。 ⑩資格・免許取得の指導体制はあるか。 ⑪資格・要件を備えた教員を確保しているか。 ⑫教員の資質向上への取組みを行っているか。 ⑬教員の組織体制を整備しているか。
(4) 学修成果	①就職率の向上が図られているか。 ②資格・免許取得率の向上が図られているか。 ③卒業生の社会的評価を把握しているか。
(5) 学生支援	①就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか。 ②退学率の低減が図られているか。 ③学生相談に関する体制を整備しているか。 ④留学生に対する相談体制を整備しているか。 ⑤学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか。 ⑥学生の健康管理を行う体制を整備しているか。 ⑦学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか。 ⑧課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ⑨保護者との連携体制を構築しているか。 ⑩卒業生への支援体制を整備しているか。 ⑪産学連携による卒業後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか。 ⑫社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか。
(6) 教育環境	①教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか。 ③防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ④学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか。
(7) 学生の受入れ募集	①高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか。 ②学生募集活動を適切かつ効果的に行っているか。 ③留学生の受け入れについて戦略をもって行っているか。 ④入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。 ⑤入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか。 ⑥経費内容に対応し、学納金を算定しているか。 ⑦入学辞退者に対し、授業料等について、適正な取扱を行っているか。

(8)財務	①学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。 ②学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか。 ③教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか。 ④予算及び計画に基づき、適正に執行管理を行っているか。 ⑤私立学校法及び寄付行為に基づき、適切に監査を実施しているか。 ⑥私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか。
(9)法令等の遵守	①法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な運営を行っているか。 ②学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか。 ③自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか。 ④自己評価結果を公表しているか。 ⑤学校関係者評価の実施体制を整備し評価を行っているか。 ⑥学校関係者評価結果を公表しているか。 ⑦教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 ②国際交流に取り組んでいるか。 ③学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか。
(11)国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

自己点検・評価報告書の各項目について概ね高い評価をいただき、特に資格の取得実績及び就職実績から「教育の質の高さを実感できている」との評価と併せて、引き続き質の高い教育を行うための教員研修等「協力は惜しまない」とのお言葉をいただいた。次年度以降の教員研修等の企画に活用し、教職員全体のスキルアップを図る。また、退学率について「改善している」との評価と様々なご意見をいただいた。年々多様化する学生個々の抱える問題や目的・希望に沿った教育を行えるように、一人一人の心情や状況の把握、学生指導をクラス担任だけではなく、職員全体で丁寧に行い、一人でも多くの有益な人材が地元へ定着できるよう教育を行っていく。地域の行事や文化活動、ボランティアへの積極的な参加姿勢について様々なご意見と高い評価をいただいた。次年度以降もコミュニケーション能力、組織への適応力の向上、地域の一員としての意識定着に向けて、日々の学生指導はもちろんのこと、各種学校行事やボランティア活動を積極的に活用し、社会適応能力を高める環境を継続的に提供していく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
森谷 一子	医療法人篠田好生会 篠田総合病院	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
齋野 孝	社会医療法人二本松会 かみのやま病院	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
青山 美智子	学校法人北杜学園 仙台青葉学院短期大学	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	企業等委員 (有識者)
加藤 晴美	社会医療法人みゆき会 介護老人保健施設みゆきの丘	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
峯田 幸悦	一般社団法人 山形県老人福祉施設協議会	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	企業等委員 (有識者)
佐藤 登美子	有限会社 佐藤税務会計事務所	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
鈴木 僚	東北税理士会 山形支部	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	企業等委員 (有識者)
後藤 寛典	山形建設株式会社	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
橋本 善彦	山形商工会議所	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	企業等委員 (有識者)
佐藤 智貴	有限会社 佐藤税務会計事務所	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	卒業生
高橋 愛樹	山形建設株式会社	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	卒業生
猪野 菜	医療法人杏山会 吉川記念病院	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	卒業生
塩野 梓	社会医療法人みゆき会 介護老人保健施設みゆきの丘	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	卒業生
小野 仁	(山形市)城南むつみ町内会	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

URL :<https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和3年9月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先④学校の沿革
(2)各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3)教職員	各学科の担当教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6)学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	留学生の募集
(11)その他	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

URL: <https://school.o-hara.ac.jp/yamagata>

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 令和3年度															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		人間の理解 I	「人間の尊厳」を理解するためには、「尊厳」の内容を具現化することが必要であり、具体化していく過程を通して、介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、配慮すべきことを同じ人として理解する。そのためには、自立・自律像の多面的理解を促し、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について、具体的な事例を取り上げ展開する。コミュニケーションの意義を学習し、コミュニケーション能力の基盤をなす情報の受け渡しには様々な方法があることを理解し、適切な受け渡し方法を選びとることができる力を養う。また、「対話をする」、「意思の疎通を図る」、「説明責任がある」ということをふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学習する。	1前	30	1	○				○		○	
2	○		人間の理解 II	「人間の尊厳」を理解するためには、「尊厳」の内容を具現化することが必要であり、具体化していく過程を通して、介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、配慮すべきことを同じ人として理解する。そのためには、自立・自律像の多面的理解を促し、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について、具体的な事例を取り上げ展開する。コミュニケーションの意義を学習し、コミュニケーション能力の基盤をなす情報の受け渡しには様々な方法があることを理解し、適切な受け渡し方法を選びとることができる力を養う。また、「対話をする」、「意思の疎通を図る」、「説明責任がある」ということをふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学習する。	1前	60	2	○				○		○	
3	○		社会の理解	1、個人と家族、個人と地域、個人と社会の関係性を知り、「自助」「互助」「共助」の内容を明らかにしておく必要がある。そして「公助」は、社会システムを維持するための施策によって自立を実現するものであるということを理解していく中で、人として社会的存在であり続けることの意義を理解する。2、日本国憲法が規定する生存権の性格を理解し、それを具体的に実現しようとする公的扶助等について学習する。また、病気やケガをしても安心して医療サービスを受けることのできる医療保険制度、加齢等により介護が必要になったときのための介護保険制度など、現在の主な社会保障の状況を、社会保障全体の関連を整理しながら理解することにより、社会保障制度がすべての国民の暮らしにとって必須であることを学習する。3、介護保険制度と障害者自立支援制度の創設の背景と目的、介護保険制度の見直しの背景、目的及び基本的視点について理解する。また、両制度が、高齢者や障害のある人の生活の中で実際にどのように活用されているかについて理解する。4、個人情報保護、情報公開制度、第三者評価と成年後見制度、高齢者虐待防止法、日常生活自立支援事業に加えて、訪問販売などの不当な契約に対するクーリングオフ制度などの消費者保護関連の制度等を理解する。また、人の権利を守るもの、中でも日常的な生活に密接に関わる施策が、自立生活を支援するために必要な社会的な制度であることについても理解する。さらに、医療保険制度や生活習慣病予防等の健康づくり施策、介護と密接に関連する医療関係者との連携に必要な法規、介護を実践していく上で必要な基礎知識を学習する。	1前	60	2	○				○		○	
4		○	人間と社会特論 I	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間の理解 I・II」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1前	30	1	○				○		○	



5	○			介護の基本 I	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通して理解し、介護実践の基本的姿勢についてノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを通して理解する。とりわけ、介護実践は介護を必要とする人を「生活する人」として受け止め、一人ひとりの利用者の意向や生き方、生活習慣など、「その人らしさ（個別性）」を大切にすることなどを学ぶことが必要であり、尊厳を守る介護、自立に向けた介護について理解を深める。さらにケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、そして介護従事者の健康管理などについて学ぶことにより、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指す。また、領域「人間と社会」や「こころとからだのしくみ」で学んだ人間や社会を理解する視点から介護の専門性を理解し、利用者が安心して生きがいの持てる生活が営める生活環境を整えることが可能となるよう、危機管理や関係職種間の連携のあり方などを理解する。	1 前	30	1	○				○							
6	○			介護の基本 II	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通して理解し、介護実践の基本的姿勢についてノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを通して理解する。とりわけ、介護実践は介護を必要とする人を「生活する人」として受け止め、一人ひとりの利用者の意向や生き方、生活習慣など、「その人らしさ（個別性）」を大切にすることなどを学ぶことが必要であり、尊厳を守る介護、自立に向けた介護について理解を深める。さらにケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、そして介護従事者の健康管理などについて学ぶことにより、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指す。また、領域「人間と社会」や「こころとからだのしくみ」で学んだ人間や社会を理解する視点から介護の専門性を理解し、利用者が安心して生きがいの持てる生活が営める生活環境を整えることが可能となるよう、危機管理や関係職種間の連携のあり方などを理解する。	1 前	30	1	○				○							
7	○			介護の基本 III	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通して理解し、介護実践の基本的姿勢についてノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを通して理解する。とりわけ、介護実践は介護を必要とする人を「生活する人」として受け止め、一人ひとりの利用者の意向や生き方、生活習慣など、「その人らしさ（個別性）」を大切にすることなどを学ぶことが必要であり、尊厳を守る介護、自立に向けた介護について理解を深める。さらにケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、そして介護従事者の健康管理などについて学ぶことにより、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指す。また、領域「人間と社会」や「こころとからだのしくみ」で学んだ人間や社会を理解する視点から介護の専門性を理解し、利用者が安心して生きがいの持てる生活が営める生活環境を整えることが可能となるよう、危機管理や関係職種間の連携のあり方などを理解する。	1 前	30	1	○				○							
8	○			介護の基本 IV	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通して理解し、介護実践の基本的姿勢についてノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを通して理解する。とりわけ、介護実践は介護を必要とする人を「生活する人」として受け止め、一人ひとりの利用者の意向や生き方、生活習慣など、「その人らしさ（個別性）」を大切にすることなどを学ぶことが必要であり、尊厳を守る介護、自立に向けた介護について理解を深める。さらにケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、そして介護従事者の健康管理などについて学ぶことにより、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指す。また、領域「人間と社会」や「こころとからだのしくみ」で学んだ人間や社会を理解する視点から介護の専門性を理解し、利用者が安心して生きがいの持てる生活が営める生活環境を整えることが可能となるよう、危機管理や関係職種間の連携のあり方などを理解する。	1 後	30	1	○				○							

9	○			介護の基本 V	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通して理解し、介護実践の基本的姿勢についてノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを通して理解する。とりわけ、介護実践は介護を必要とする人を「生活する人」として受け止め、一人ひとりの利用者の意向や生き方、生活習慣など、「その人らしさ（個別性）」を大切にすることなどを学ぶことが必要であり、尊厳を守る介護、自立に向けた介護について理解を深める。さらにケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、そして介護従事者の健康管理などについて学ぶことにより、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指す。また、領域「人間と社会」や「こころとからだのしくみ」で学んだ人間や社会を理解する視点から介護の専門性を理解し、利用者が安心して生きがいの持てる生活が営める生活環境を整えることが可能となるよう、危機管理や関係職種間の連携のあり方などを理解する。	1 後	30	1	○				○						
10	○			介護の基本 VI	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通して理解し、介護実践の基本的姿勢についてノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを通して理解する。とりわけ、介護実践は介護を必要とする人を「生活する人」として受け止め、一人ひとりの利用者の意向や生き方、生活習慣など、「その人らしさ（個別性）」を大切にすることなどを学ぶことが必要であり、尊厳を守る介護、自立に向けた介護について理解を深める。さらにケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、そして介護従事者の健康管理などについて学ぶことにより、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指す。また、領域「人間と社会」や「こころとからだのしくみ」で学んだ人間や社会を理解する視点から介護の専門性を理解し、利用者が安心して生きがいの持てる生活が営める生活環境を整えることが可能となるよう、危機管理や関係職種間の連携のあり方などを理解する。	1 後	30	1	○				○						
11	○			コミュニケーション技術 I	介護場面において適切な支援を行うためには、利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションが必要である。そのため、コミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を目指す。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	1 前	30	1	○				○						
12	○			生活支援技術の基本	利用者がなじみのある環境のもとでエンパワメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、ICFの視点に基づいた介護方法についても学ぶ。	1 前	60	2		○			○						
13	○			日常生活介護 I	利用者がなじみのある環境のもとでエンパワメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、身じたくに関する利用者のアセスメント方法や、介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30	1		○			○						
14	○			日常生活介護 II	利用者がなじみのある環境のもとでエンパワメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30	1		○			○						
15	○			日常生活介護 IV	利用者がなじみのある環境のもとでエンパワメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、排泄に関する利用者のアセスメント方法や、安全・的確な排泄の介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 後	30	1		○			○						

16	○		介護過程 I	介護過程の展開方法を学習し、理解することは、利用者に対する質の高いサービス提供につながる。質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	1 後	30	1		○		○		○					
17	○		介護総合演習 I	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40	2		○		○		○					
18	○		介護総合演習 II	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40	2		○		○		○					
19	○		介護実習 I	1段階実習ではコミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。そのために2～4名の利用者を学生が担当し、初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	1 後	120	3				○		○					○
20	○		介護実習 II	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	1 後	160	4				○		○					○
21		○	介護特論 I	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本 I・II、生活支援技術の基本」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30	1		○				○					○
22		○	介護特論 II	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本 III・IV・日常生活介護 I・II」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30	1		○				○					○
23		○	介護特論 III	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本 V・VI・日常生活介護 IV」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 後	30	1		○				○					○
24		○	介護実践 I	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1 前	30	1				○							○
25		○	介護実践 II	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1 後	30	1				○							○
26	○		認知症の理解	認知症のケアの歴史や理念を学ぶとともに、認知症の症状や行動障害等について学ぶ。また、医学的側面からみた認知症を学ぶ。また、家族への支援や、地域との連携、多職種協働に、認知症サポーター、地域ボランティア等によるケアの方法について学ぶ。	1 後	60	2		○				○					○
27	○		こころとからだのしくみ I	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30	1		○				○					○
28	○		こころとからだのしくみ II	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30	1		○				○					○



42	○		日常生活介護Ⅴ	利用者がなじみのある環境のもとでエンパワメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、睡眠に関する利用者のアセスメント方法や、安眠を促すための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30	1		○	○	○							
43	○		利用者の状態・状況に応じた介護技術	利用者がなじみのある環境のもとでエンパワメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30	1		○	○	○							
44	○		介護過程Ⅱ	介護過程の展開方法を学習し、理解することは、利用者に対する質の高いサービス提供につながる。質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60	2		○	○	○							
45	○		介護過程Ⅲ	介護過程の展開方法を学習し、理解することは、利用者に対する質の高いサービス提供につながる。質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60	2		○	○	○							
46	○		介護総合演習Ⅲ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	2 前	40	2		○	○	○							
47	○		介護実習Ⅲ	3段階実習では施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む（現任準備教育）。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	2 前	176	4		○	○	○							○
48	○		介護の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	90	3		○	○	○							
49		○	介護特論Ⅳ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「日常生活介護Ⅲ・Ⅴ・利用者の状態・状況に応じた介護技術」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 前	30	1	○		○	○							
50		○	福祉住環境Ⅱ	利用者がなじみのある環境のもとでエンパワメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。	2 後	30	1	○		○	○							
51		○	介護実践Ⅲ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	2 前	30	1		○	○	○							
52		○	介護実践Ⅳ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	2 後	30	1		○	○	○							

53	○		発達と老化の理解	介護福祉士は、利用者のことを理解していなければならない。そのため、介護に必要なこととからだの仕組みを学ぶことは大切なことである。この科目では、人間が生まれてから高齢になるまでの過程を理解し、加齢に伴う障害や疾病について学ぶ。さらには、高齢者の身体面と精神面の関係、身体機能と精神機能の変化についての知識を深める。	2 前	60	2	○			○							
54	○		障害の理解	障害を持っている人と持っていない人の違いを理解するとともに、障害の捉え方や、ICF、様々な障害の種類と原因、特性について学ぶとともに、障害のある人の心理面について学ぶ。また、地域の連携や、障害者の家族、多職種との協働について学ぶ。	2 前	60	2	○			○							
55	○		こころとからだのしくみⅣ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	2 前	30	1	○			○							
56	○		こころとからだのしくみの総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	30	1	○			○							
57		○	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみⅣ、障害の理解、発達と老化の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 前	30	1	○			○							
58	○		医療的ケア	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。	2 後	78	3	○			○							
合計					57科目	2,494単位時間(82単位)												

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
(試験等) 1. 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認められた場合に限り、追試験又は再試験等を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。 2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。 (学業成績) 1. 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、次のとおりとする。 介護福祉学科 秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。 2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP(Grade-Point)を与える。 (卒業の認定) 1. 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限以上在学して、下記に定める授業時数以上履修し、かつ、下記に定めるところにより授業科目及び単位数を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。 介護福祉学科 2,074時間(68単位) 2. 前項に規定する卒業の認定は、最終学年の終わりに行う。		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	24週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。